

第1章 総則

1 目的

各消防署において執り行われている少量危険物の貯蔵及び取扱いに関する審査等の運用について、統一的な運用基準に基づき、審査に関する公平性及び正確性を確保するとともに、事務の迅速化を図ることを目的とするもの。

2 運用上の留意事項

この運用基準は、置賜広域行政事務組合火災予防条例等に基づくものに加え、より具体的な当市町村の地域特性(人口・建築物の密集性、地盤及び気候等)を考慮し、少量危険物の貯蔵取扱所における更なる保安の確保を推進するために付加した行政指導等も含まれるもの。

なお、本運用基準中に使用した法令名等の略語は、次のとおりである。

- (1) 消防法 法
- (2) 危険物の規制に関する政令 危政令
- (3) 危険物の規制に関する規則 危省令
- (4) 消防法施行令 政令
- (5) 消防法施行規則 省令
- (6) 置賜広域行政事務組合火災予防条例 条例
- (7) 置賜広域行政事務組合火災予防規則 条則
- (8) 建築基準法 建基法
- (9) 建築基準法施行令 建基政令
- (10) 建築基準法施行規則 建基省令

3 用語の定義

- (1) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- (2) 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (3) 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (4) 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (5) 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (6) 「準不燃材料」とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (7) 「難燃材料」とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (8) 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2口及び第64条に規定するもの(原則として防火戸に限るものとする。)をいう。
- (9) 「特定防火設備」とは、建基政令第112条第1項に規定するもの(原則として防火戸に限るものとする。)をいう。

(10)「少量危険物」とは、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。

(11)「微量危険物」とは、指定数量の5分の1未満の危険物をいう。

4 運用期日

この基準は、令和2年4月1日から運用する。

5 経過措置

この基準の運用の際、現に存する施設又は現に工事中の施設のうち、本基準に適合しないものについては、従前の例による。